

丘 友 会 会 則

- 1 条 本会は丘友会と称する。
- 2 条 本会は会員相互の親睦と向上を図るとともに、母校の発展に協力することを目的とする。
- 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1、総会および臨時総会
 - 2、母校および在校生に対する支援・協力
 - 3、会員相互並びに会員と母校との連絡・調整
 - 4、その他、本会の目的達成のために必要な事業
- 4 条 本会は事務所を母校におく。
- 5 条 事業年度は4月1日から3月31日とする。
- 6 条 本会は次の会員をもって組織する。
- 1、正会員 鈴鹿高等女学校および亀山高等学校の卒業生、若しくは中途退学者で入会を希望する者
 - 2、特別会員 鈴鹿高等女学校を含む母校の職員であった者および現在職員
- 7 条 本会に次の役員をおく。
- 1、会長1名（正会員中より互選）
 - 2、副会長若干名（正会員中より互選）
 - 3、書記2名（正会員より1名、母校職員より1名）
 - 4、会計2名（正会員より1名、母校職員より1名）
 - 5、理事若干名
 - 6、監事2名
 - 7、顧問（学校長、歴代会長、会長が推薦する者）
- 8 条 会長は本会を総括し、副会長は会長を補佐して会長に事故ある時はその職務を代理し、書記・会計および理事は、会長の指示により会務をつかさどる。監事は会計の監査にあたる。前条の役員は、役員会を組織して本会の運営にあたる。
- 9 条 役員の任期は3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は再任されることができる。
- 10 条 本会の経費は会費、寄付金その他をもってまかなう。
- 11 条 本会の会費は付則で定めるものとし、入会時に徴収する。
- 12 条 会則の変更および重要事項の決議には、総会において出席者の2／3以上の賛成を必要とする。

付 則

- 1、本会則は平成2年8月5日の総会で出席者の2／3以上の賛成を得て改正されたものである。
- 2、本会則は平成17年9月4日の総会で出席者の2／3以上の賛成を得て改正されたものである。
- 3、本会則は平成20年9月7日の総会で出席者の2／3以上の賛成を得て改正されたものである。
- 4、本会則は平成23年9月4日の総会で出席者の2／3以上の賛成を得て改正されたものである。
- 5、本会則は平成24年5月13日の総会で出席者の2／3以上の賛成を得て改正されたものである。
- 6、本会則は平成28年5月8日の総会で出席者の2／3以上の賛成を得て改正されたものである。
- 7、第11条に規定の会費は、平成30年度卒業生は 6,000 円、令和元年度（2019年度）卒業生は 7,000 円、令和2年度（2020年度）以降の卒業生は 8,000 円とする。（平成30年9月2日改正）
- 8、第11条に規定の会費を、令和3年度（2021年度）卒業生から、10,000 円とする。（令和3年11月14日改正）
- 9、第7条7、顧問（学校長、歴代会長、会長が推薦する者）とする。（令和6年9月7日改正）